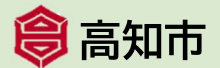


ペットショップ等から犬・猫を家族に迎えたら
飼っている犬・猫にマイクロチップを装着したら



マイクロチップの登録手続きが必要です！

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和4年6月1日から販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務化されました。改正の主な内容をお知らせします。忘れずに手続きを行いましょ。

犬・猫を購入したとき

義務

手数料必要

PET SHOP



所有者変更の手続きをしてください

ブリーダーやペットショップから、犬・猫と一緒に「登録証明書」が渡されます。30日以内に環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」で所有者情報の変更登録を行ってください。

新たに発行された「登録証明書」は、大切に保管してください。



環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」ってなに？

販売される犬・猫のマイクロチップ装着・登録の義務化に伴い、令和4年6月1日から始まったマイクロチップ情報登録ウェブサイトです。民間登録団体(AIPO、Fam、JKC等)が個別に実施しているマイクロチップ情報登録事業とは異なりますので、ご注意ください。なお、民間登録団体にも登録することを妨げるものではありません。



マイクロチップを装着・登録した犬・猫を里親に出すときは、どうすればいいの？

犬・猫と一緒に「登録証明書」を渡します。あわせて、所有者の変更登録を行う義務があることを相手に伝えましょう。

飼っている犬・猫にマイクロチップを装着したとき

一般の飼い主の方も、マイクロチップを装着しましょう

努力義務



迷子や災害時、盗難や事故によって、ペットと離ればなれになってしまっても、マイクロチップを装着して登録をしておけば、飼い主の元へ帰ってくる可能性が高くなります。

マイクロチップを装着したら、登録しましょう

義務

手数料必要

マイクロチップを装着した獣医師から「マイクロチップ装着証明書」が発行されます。装着したら、30日以内に、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録してください。発行された「登録証明書」は、大切に保管してください。



令和4年6月1日より前に民間登録団体(AIPO、Fam、JKC等)に登録しています。環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にも必ず登録しないとイケないの？

令和4年6月1日より前に民間登録団体に登録している場合は、任意です。できるだけ環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」にも登録していただくようお願いします。

各種届出をしてください

義務

手数料不要

所有者の姓、住所、電話番号等の登録内容に変更があった場合は、変更日から30日以内に届け出てください。犬・猫が死亡した場合にも届出をしてください。届出には、「登録証明書」が必要です。

登録・登録変更・届出の方法⇒裏面へ

登録・変更登録・届出の方法

指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会の以下サイトまたは郵送にて登録等が行えます。

- 登録項目
 - ・マイクロチップの識別番号
 - ・所有者情報:氏名、住所、電話番号、メールアドレス、動物取扱業登録の種別・登録番号等
 - ・動物の情報:名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号(犬)等
- 登録申請の際は、獣医師が発行した「マイクロチップ装着証明書」を添付してください。
- 登録・変更登録時に発行される「登録証明書」はその動物を譲り渡す際や、登録内容の変更等の手続きを行う際に必要です。大切に保管してください。
- 登録・変更申請(所有者の変更)には手数料がかかります。(オンライン:400円、郵送1,400円)

環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」



<https://reg.mc.env.go.jp>

《お問い合わせ窓口》

環境大臣指定登録機関
公益社団法人 日本獣医師会
TEL 03-6384-5320
E-mail info@mc.env.go.jp



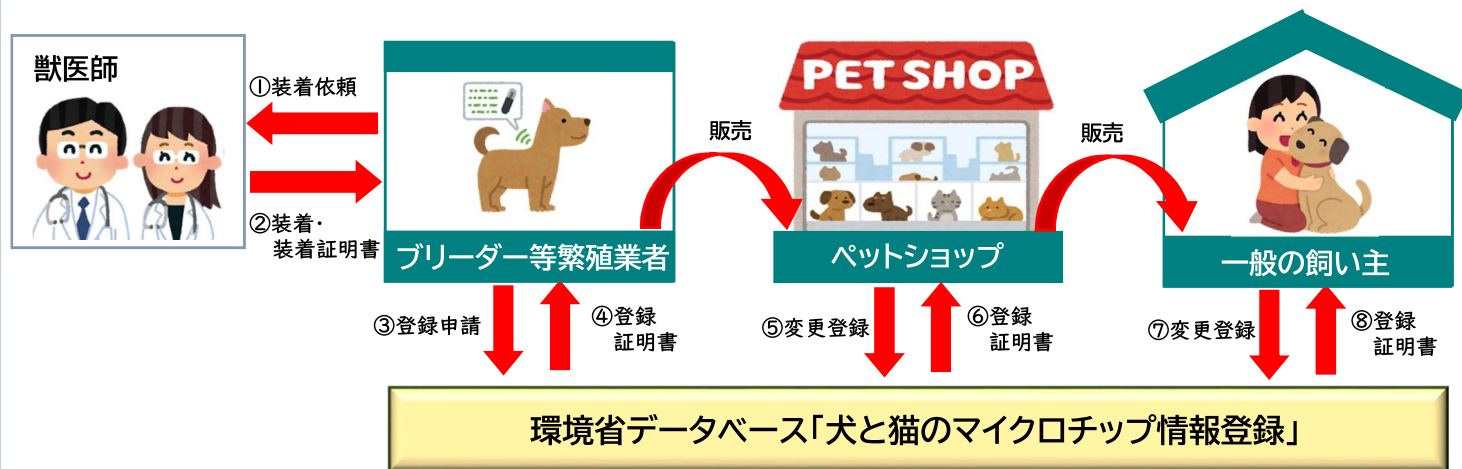
装着したマイクロチップが鑑札の代わりになります

令和4年
7月1日から

● 狂犬病予防法の特例制度(犬の登録手続きの簡略化について)

高知市において、環境省データベース「犬と猫のマイクロチップ情報登録」に登録等を行った場合、狂犬病予防法上の登録等の手続きが不要になります。その場合は、装着しているマイクロチップが鑑札とみなされます。

※民間登録団体(AIPO、Fam、JKC等)にのみ登録をしている場合は、本制度の対象外です。



手続き楽ちん

登録したマイクロチップが鑑札とみなされ、高知市の犬台帳に自動登録されます。変更登録・各種届出も自動的に反映されます。

登録、変更登録、各種届出を行うごとに通知



- 鑑札は交付されません。
- 高知市への登録手数料は発生しません。

※従来の鑑札交付を伴う高知市への犬の登録手数料は3,000円です。

《参考》 (環境省)『犬と猫のマイクロチップ情報登録に関するQ&A』
<https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/pickup/chip.html>

(高知市)『犬や猫へのマイクロチップ装着に関する制度について』
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/36/microchip.html>



(環境省)



(高知市)

高知市保健所 生活食品課 高知市丸ノ内1丁目7-45

☎ 088-822-0588